

京都市上下水道局告示第31号

下水道法第9条第1項の規定に基づき、公共下水道の供用を次のように開始することを告示します。

関係図書は、京都市上下水道局において一般の縦覧に供します。

平成20年8月20日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 西村 京三

1 下水を排除すべき区域

伏見区横大路柿ノ本町、一本木、菅本、鍬ノ本、橋本のそれぞれの一部

2 供用開始の日

平成20年8月20日

3 排水施設の位置

伏見区横大路柿ノ本町、一本木、菅本、鍬ノ本、橋本のそれぞれの一部

4 排水施設の合流式又は分流式の別

分流

5 終末処理場の位置及び名称

京都市伏見区横大路千両松町255番地

伏見水環境保全センター

(上下水道局下水道部管理課)